

平成 25 年 1 月 11 日

## 企業会計基準公開草案第 53 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準（案）」

企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（改正平成 22 年 6 月 30 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p><b>企業会計基準第 6 号</b> <b>「株主資本等変動計算書に関する会計基準」</b></p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 <u>最終改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準第 6 号</b> <b>「株主資本等変動計算書に関する会計基準」</b></p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 改正平成 22 年 6 月 30 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>目 的</b></p> <p>1. 本会計基準は、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書（以下合わせて「株主資本等変動計算書」という。）の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主（<u>連結上は親会社株主</u>）に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。</p> <p>本会計基準の適用にあたり、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いを優先する。</p>	<p><b>目 的</b></p> <p>1. 本会計基準は、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書（以下合わせて「株主資本等変動計算書」という。）の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。</p> <p>本会計基準の適用にあたり、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いを優先する。</p>
<p><b>会計基準</b> <b>株主資本の各項目</b></p> <p>7. <u>連結損益計算書の親会社株主に帰属する</u>当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）は、<u>連結株主資本等変動計算書</u>において利益剰余金の変動事由として表示する。また、個別損益計</p>	<p><b>会計基準</b> <b>株主資本の各項目</b></p> <p>7. 連結損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、<u>連結株主資本等変動計算書</u>において利益剰余金の変動事由として表示する。また、個別損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）は、</p>

公開草案	現行
<p>算書の当期純利益（又は当期純損失）は、個別株主資本等変動計算書においてその他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p>	<p>個別株主資本等変動計算書においてその他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。</p>
<p><b>適用時期等</b>  13-3. 平成 XX 年改正の本会計基準（以下「平成 XX 年改正会計基準」という。）は、平成 XX 年に改正された企業会計基準第 22 号「<u>連結財務諸表に関する会計基準</u>」（以下「平成 XX 年連結会計基準」という。）の表示に係る事項が適用された連結会計年度から適用する。</p>	<p><b>適用時期等</b>  （新 設）</p>
<p><b>結論の背景  検討の経緯</b>  19-3. 平成 XX 年改正会計基準は、平成 XX 年連結会計基準において、<u>従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益とされたことに伴い、所要の改正を行ったものである。</u></p>	<p><b>結論の背景  検討の経緯</b>  （新 設）</p>
<p><b>表示区分及び表示方法</b>  21. 平成 17 年会計基準では、このような考え方を踏まえ、開示項目の範囲については、国際的調和等の観点から純資産の部のすべての項目とするものの、株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、及び株主資本以外の各項目を変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮し、表示方法に差異を設けることとした。具体的には、株主資本の各項目については、変動事由ごとにその金額を表示することとし、株主資本以外の各項目は、原則として、当期変動額を純額で表示することとした。  ただし、これは純資産の部における株主資本以外の各項目について変動事由ごとにその金額を表示することを妨げる趣旨で</p>	<p><b>表示区分及び表示方法</b>  21. 平成 17 年会計基準では、このような考え方を踏まえ、開示項目の範囲については、国際的調和等の観点から純資産の部のすべての項目とするものの、株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、及び株主資本以外の各項目を変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮し、表示方法に差異を設けることとした。具体的には、株主資本の各項目については、変動事由ごとにその金額を表示することとし、株主資本以外の各項目は、原則として、当期変動額を純額で表示することとした。  ただし、これは純資産の部における株主資本以外の各項目について変動事由ごとにその金額を表示することを妨げる趣旨で</p>

公開草案	現行
<p>はないため、重要性等を勘案の上、株主資本以外の各項目についても主な変動事由及びその金額を株主資本等変動計算書に表示（注記による開示を含む。）することができることとした（第8項ただし書き参照）。</p> <p>平成XX年連結会計基準などを踏まえて見直された平成XX年改正会計基準においても、これらの考え方を引き継いでいる。</p>	<p>はないため、重要性等を勘案の上、株主資本以外の各項目についても主な変動事由及びその金額を株主資本等変動計算書に表示（注記による開示を含む。）することができることとした（第8項ただし書き参照）。</p>
<p>23. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うこととし（第4項参照）、各項目の残高について、貸借対照表の純資産の部における各項目の残高との整合を定めた（第5項参照）。また、<u>連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益を、利益剰余金の変動事由として、個別損益計算書の当期純利益を</u>その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として、それぞれ表示することとした（第7項参照）。これは、株主資本等変動計算書が財務諸表の1つであり、財務諸表間での開示項目及び金額の整合が必要であるためである。</p>	<p>23. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うこととし（第4項参照）、各項目の残高について、貸借対照表の純資産の部における各項目の残高との整合を定めた（第5項参照）。また、<u>損益及び包括利益計算書又は損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）を利益剰余金、</u>その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示することとした（第7項参照）。これは、株主資本等変動計算書が財務諸表の1つであり、財務諸表間での開示項目及び金額の整合が必要であるためである。</p>

以上